



平成 22 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋  
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮  
(TEL. 03-3209-8302)

(訂正)「当社完全子会社化のための定款の一部変更および  
全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正について

本日発表いたしました「当社完全子会社化のための定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所には下線を付して表示しております。

5ページ

Ⅲ. 株券発行に係る定款一部変更の件

(訂正前)

1. 変更の理由

上記「Ⅰ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅰ. 2. 全部取得条項を付するための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において原案どおり承認可決される結果、当社普通株式に係る株式は、株式会社大阪証券取引所および株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株式は平成 22 年 1 月 28 日から同年 2 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 2 月 24 日をもって上場廃止になる予定です。かかる上場廃止に伴い当社株式に関して株券を発行するため、「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認可決された場合に変更される定款(以下「変更後定款②」といいます。)に株券発行に関する規定を追加するものです。

(訂正後)

1. 変更の理由

上記「Ⅰ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅰ. 2. 全部取得条項を付するための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において原案どおり承認可決される結果、当社普通株式に係る株式は、株式会社大阪証券取引所および株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株式は平成 22 年 1 月 28 日から同年 2 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 2 月 24 日をもって上場廃止になる予定です。かかる上場廃止に伴い当社株式に関して株券を発行するため、「Ⅰ. 2. 全部取得条項を付するための定款一部変更の件」に係る議案が承認可決された場合に変更される定款(以下「変更後定款②」といいます。)に株券発行に関する規定を追加するものです。

以上